

佐世保港港湾計画書（案）

－ 軽易な変更 －

令和3年8月

佐世保港港湾管理者
佐 世 保 市

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・ 平成14年 1月 佐世保港地方港湾審議会
- ・ 平成14年 3月 交通政策審議会第3回港湾分科会

の議を経、その後の変更については

- ・ 平成15年10月 佐世保港地方港湾審議会
- ・ 平成18年 2月 佐世保港地方港湾審議会
- ・ 平成19年 3月 佐世保港地方港湾審議会
- ・ 平成20年 3月 佐世保港地方港湾審議会
- ・ 平成21年 7月 佐世保港地方港湾審議会
- ・ 平成24年 4月 佐世保港地方港湾審議会
- ・ 平成26年11月 佐世保港地方港湾審議会
- ・ 平成28年 1月 佐世保港地方港湾審議会
- ・ 平成28年 2月 交通政策審議会第62回港湾分科会
- ・ 平成29年 2月 佐世保港地方港湾審議会
- ・ 平成29年 3月 交通政策審議会第66回港湾分科会
- ・ 令和 2年 7月 佐世保港地方港湾審議会

の議を経た佐世保港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

目 次

変 更 理 由	1
I 港湾施設の規模及び配置	
1 公共埠頭計画	2
2 フェリー埠頭計画	2
3 旅客船埠頭計画	3
4 小型船だまり計画	4
II 土地造成及び土地利用計画	
1 土地造成計画	6
2 土地利用計画	6

変更理由

- 1 分散する小型船舶の集約及び水産業の振興を図るため、俵ヶ浦地区において、公共埠頭計画、小型船だまり計画、土地造成計画及び土地利用計画を変更する。
- 2 クルージング需要の増大に対処し、港内の海上交通網の充実のため、浦頭地区において、旅客船埠頭計画、小型船だまり計画を変更する。
- 3 海上交通の拠点としての機能の充実を図るため、三浦地区において、フェリー埠頭計画、土地利用計画を変更する。

I 港湾施設の規模及び配置

1 公共埠頭計画

俵ヶ浦地区

水産業の振興を図るため、公共埠頭計画を次のとおり計画する。

水深6m 岸壁2バース 延長107m (漁船用) [新規計画]

小型栈橋 2基 [新規計画]

埠頭用地 1ha (荷さばき施設用地及び保管施設用地)

[新規計画]

2 フェリー埠頭計画

三浦地区

海上交通の拠点としての機能の充実を図るため、フェリー埠頭計画を次のとおり変更する。

水深5.5m 岸壁2バース 延長170m [工事中] M-4

埠頭用地 2ha (旅客施設用地1ha、荷捌施設用地1ha)

[既定計画の変更計画]

小型栈橋 1基 [既定計画]

既定計画

水深5.5m 岸壁2バース 延長170m

埠頭用地 2ha (旅客施設用地1ha、荷捌施設用地1ha)

小型栈橋 1基 [既定計画]

3 旅客船埠頭計画

浦頭地区

クルージング需要の増大に対処し、港内の海上交通網の充実のため、旅客船埠頭計画を次のとおり変更する。

水深 1 2 m 岸壁 1 バース 延長 4 1 0 m [工事中]

小型栈橋 1 基 [新規計画]

埠頭用地 5 h a (旅客施設用地)

(うち 4 h a 既設、1 h a 工事中) [既定計画]

既定計画

水深 1 2 m 岸壁 1 バース 延長 4 1 0 m

埠頭用地 5 h a (旅客施設用地)

4 小型船だまり計画

4-1 俵ヶ浦地区

分散する小型船舶の集約を図るため、以下の施設について計画を変更する。

防波堤 延長 205 m (うち既設 135 m) [既設の変更計画]

物揚場 水深 1~2 m 延長 130 m [新規計画]

物揚場 水深 3 m 延長 120 m [既設]

船揚場 延長 20 m [既設]

埠頭用地 2 ha (うち既設 1 ha) [既設の変更計画]

既設

泊地 水深 1 m

防波堤 延長 135 m

物揚場 水深 1 m 延長 43 m

物揚場 水深 2 m 延長 55 m

物揚場 水深 3 m 延長 120 m

小型栈橋 1 基

船揚場 延長 20 m

埠頭用地 1 ha

なお、これに伴い、以下の施設を撤去・廃止する。

既設

泊地 水深 1 m

物揚場 水深 1 m 延長 43 m

物揚場 水深 2 m 延長 55 m

小型栈橋 1 基

4-2. 浦頭地区

旅客船埠頭計画の変更に伴い、以下の施設について計画を変更する。

浦頭西船だまり

泊地 水深3m 面積1ha [既定計画]
防波堤 延長65m [既定計画の変更計画]
物揚場 水深3m 延長100m [既定計画]
船揚場 延長10m [既定計画]
埠頭用地 1ha [既定計画]

既定計画

浦頭西船だまり

泊地 水深3m 面積1ha
防波堤 延長260m
物揚場 水深3m 延長100m
船揚場 延長10m
埠頭用地 1ha

II 土地造成及び土地利用計画

港湾施設の計画に対応するとともに、多様な機能が調和し、質の高い港湾空間の形成を図るため、土地造成及び土地利用を次のとおり計画する。

1 土地造成計画

[単位：h a]

用途 地区名	埠頭用地	港湾関連用地	合計
俵ヶ浦地区	(1) 1	(3) 3	(4) 4

注1. () は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に、特に密接に関連する土地造成計画の内数である。

注2. 端数処理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

注3. 今回の変更にかかる地区についてのみ記述した。

2 土地利用計画

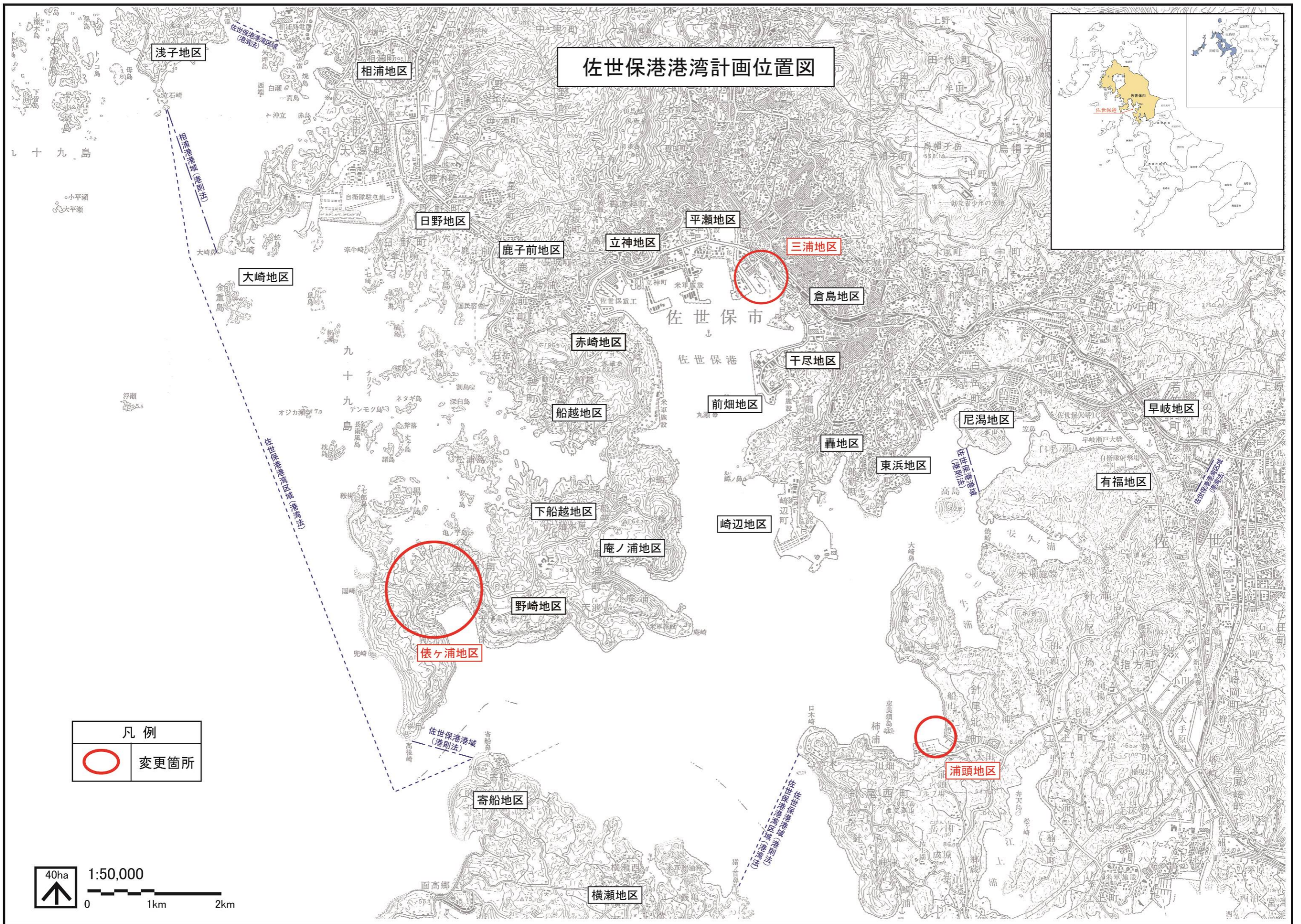
[単位：h a]

用途 地区名	埠頭用地	港湾関連用地	交流厚生用地	都市機能用地	交通機能用地	緑地	合計
俵ヶ浦地区	(2) 2	(4) 4					(5) 5
三浦地区	(9) 9	(3) 3	(4) 4	(5) 5	(3) 3	(1) 1	(24) 24

注1. () は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画の内数である。

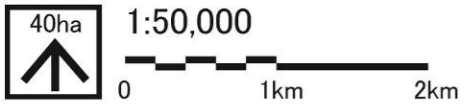
注2. 端数処理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

注3. 今回の変更にかかる地区についてのみ記述した。

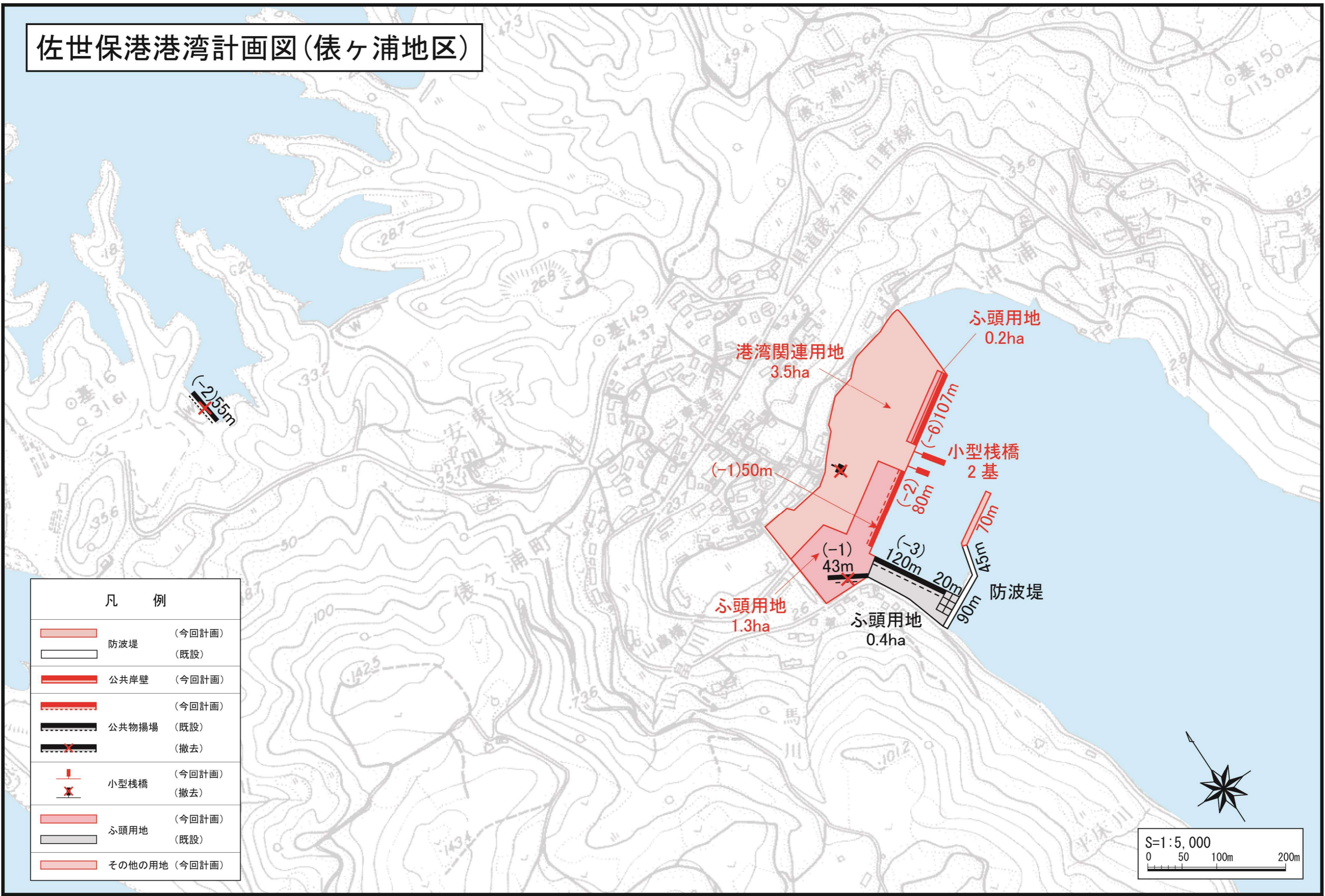


佐世保港港湾計画位置図

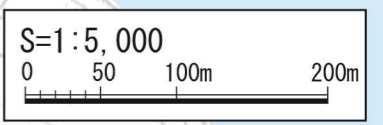
凡例	
○	変更箇所



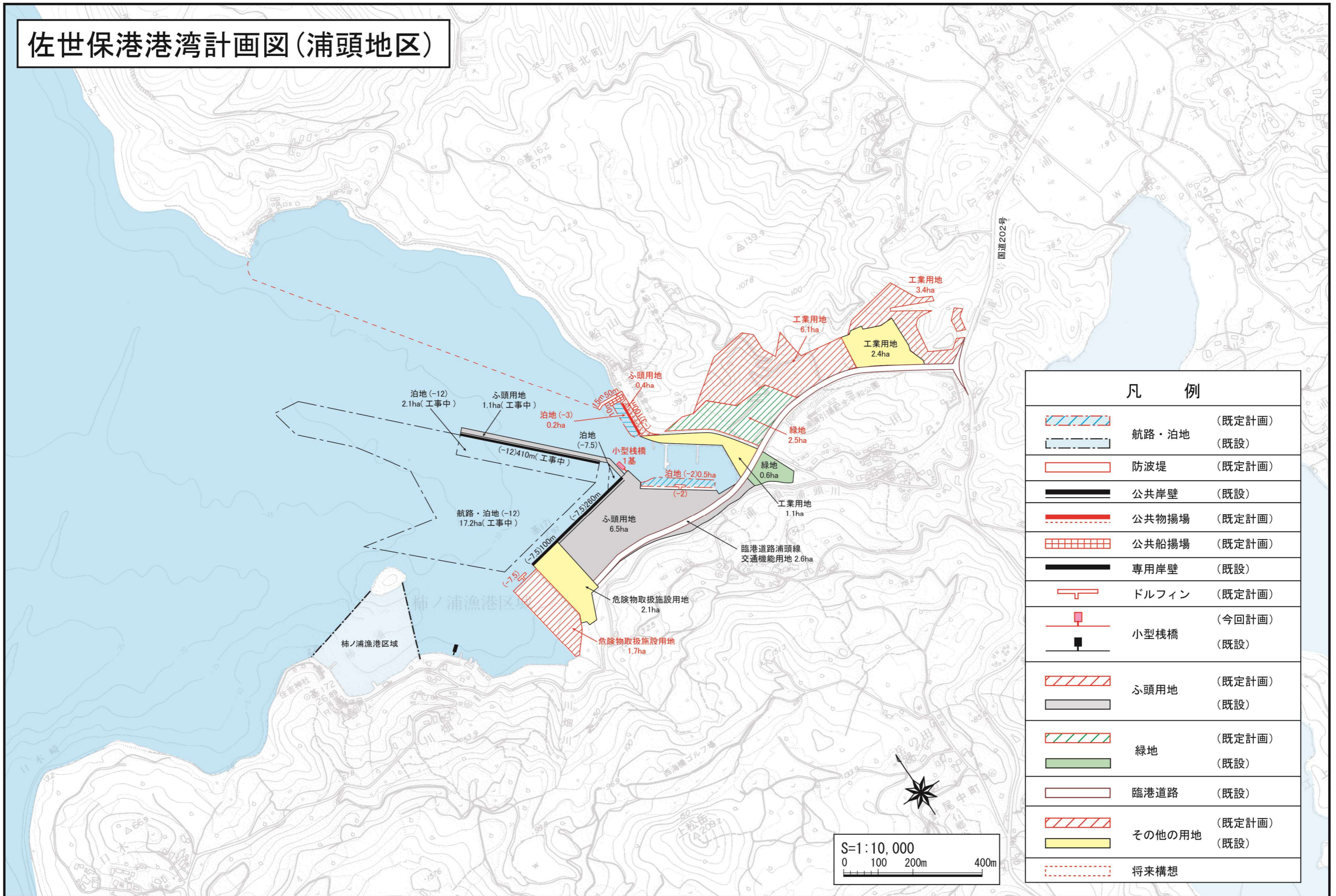
佐世保港港湾計画図(俵ヶ浦地区)



凡 例	
	防波堤 (今回計画)
	防波堤 (既設)
	公共岸壁 (今回計画)
	(今回計画)
	公共物揚場 (既設)
	(撤去)
	小型栈橋 (今回計画)
	小型栈橋 (撤去)
	ふ頭用地 (今回計画)
	ふ頭用地 (既設)
	その他の用地 (今回計画)

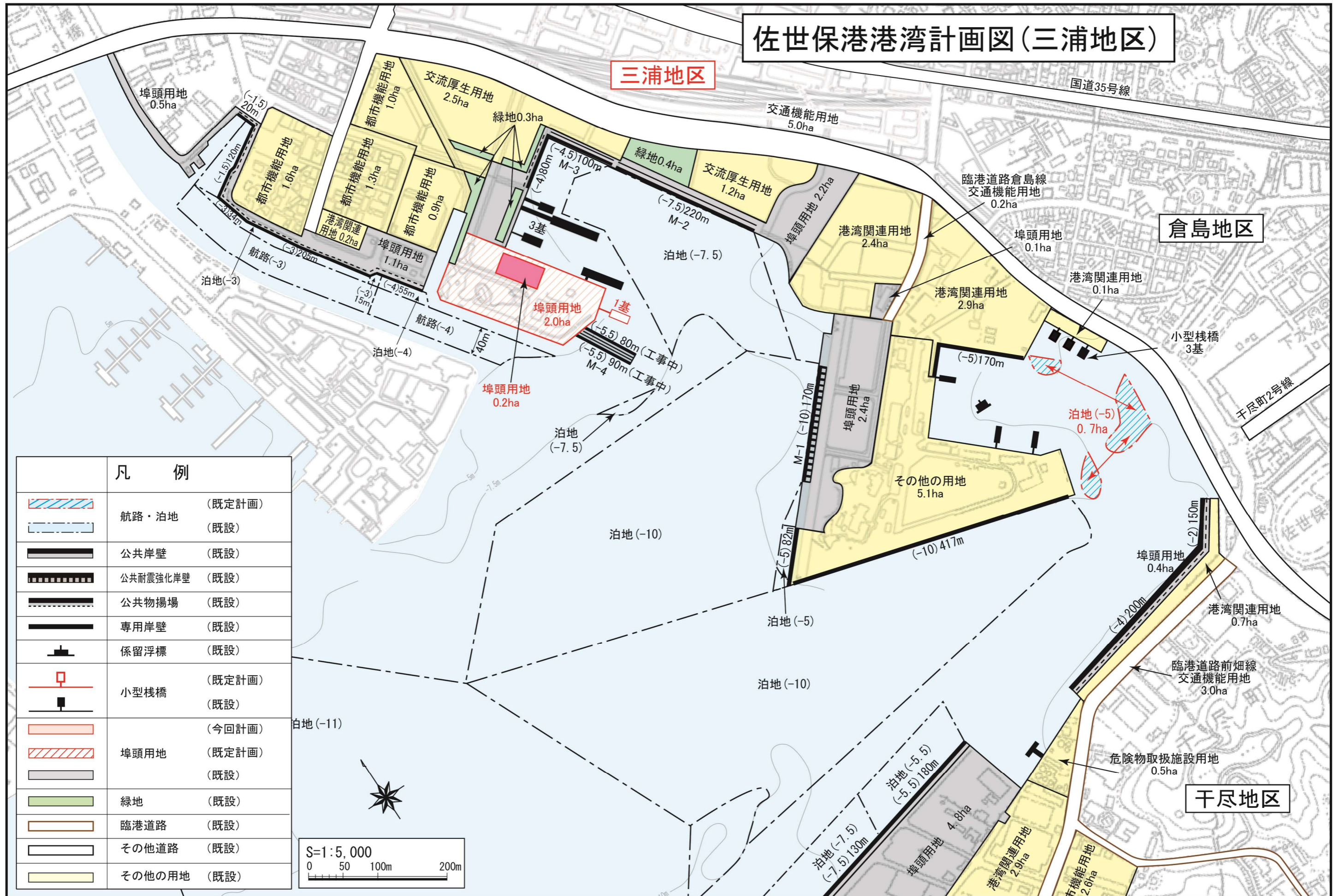


佐世保港港湾計画図(浦頭地区)



凡 例	
	航路・泊地 (既定計画)
	航路・泊地 (既設)
	防波堤 (既定計画)
	公共岸壁 (既設)
	公共物揚場 (既定計画)
	公共船揚場 (既定計画)
	専用岸壁 (既設)
	ドルフィン (既定計画)
	小型栈橋 (今回計画)
	小型栈橋 (既設)
	ふ頭用地 (既定計画)
	ふ頭用地 (既設)
	緑地 (既定計画)
	緑地 (既設)
	臨港道路 (既設)
	その他の用地 (既定計画)
	その他の用地 (既設)
	将来構想

佐世保港港湾計画図(三浦地区)



三浦地区

倉島地区

干尺地区

凡 例	
	航路・泊地 (既定計画)
	航路・泊地 (既設)
	公共岸壁 (既設)
	公共耐震強化岸壁 (既設)
	公共物揚場 (既設)
	専用岸壁 (既設)
	係留浮標 (既設)
	小型栈橋 (既定計画)
	小型栈橋 (既設)
	埠頭用地 (今回計画)
	埠頭用地 (既定計画)
	埠頭用地 (既設)
	緑地 (既設)
	臨港道路 (既設)
	その他道路 (既設)
	その他の用地 (既設)

